

## 1. 認定子ども園ときわの杜重要事項説明書

施設の目的及び運営の方針

### (1) 運営主体（事業者の概要）

- 【事業者の名称】 社会福祉法人協陟会  
【事業者の所在地】 茨城県筑西市横塚795番地  
【事業者の連絡先】 0296-57-1515  
【代表者氏名】 理事長 海老澤 陟

### (2) 園の概要

- 【種別】 幼保連携型認定子ども園  
【名称】 ときわの杜  
【所在地】 茨城県筑西市横塚795番地  
【連絡先】 TEL 0296-57-1515  
FAX 0296-57-5520  
e-mail tokiwahoikuen@jade.plala.or.jp  
【施設長氏名】 園長 海老澤 慶子  
【開設年月日】 平成19年4月1日  
【利用定員】

|      | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計   |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 1号認定 | —   | —   | —   | 7名  | 11名 | 7名  | 25名  |
| 2号認定 | —   | —   | —   | 21名 | 22名 | 22名 | 65名  |
| 3号認定 | 9名  | 16名 | 20名 | —   | —   | —   | 45名  |
| 合計   | 9名  | 16名 | 20名 | 29名 | 30名 | 31名 | 135名 |

#### 【教育・保育理念】

すべての子ども達の幸せを願って 生きる力を育てる園  
ときわの杜は、子ども達一人ひとりの育ちを大切に考え、  
しっかりと大地に根を張り、青空に向かって伸びていく若葉のように  
生きる力を身に付けて欲しいと願っています。  
また、保護者の皆様とはお子さんの情報を共有し、信頼を深めることで、  
子ども達の発達の支援につなげて参ります。

#### 【保育方針】

- 思いやりやいたわりの心を育てる  
異年齢での集団生活を通し、仲良く遊んだり、物を大切に使うとともに、  
思いやりや感謝の心をもつ
- 丈夫な体をつくる  
十分に体を動かし、体のもととなる食べ物について学ぶ
- 基本的な生活習慣を身につける  
園生活の中で、自分でやろうとする心を育てる

### (3) 施設の概要

【敷地面積】 1,002.8㎡  
【園庭面積】 1,002.8㎡  
【建物構造】 木造2階建て造 延べ床面積 1,289㎡

### (4) 職員体制 (令和7年4月1日現在)

理事長1名 園長1名 主幹保育教諭2名 指導保育教諭1名  
保育教諭21名 栄養士1名 調理師1名 調理員2名  
看護師2名 児童クラブ指導員8名 事務員1名 用務員3名  
合計44名

### (5) 特定教育・保育の提供を行う日及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日

| 認定区分 |            | 教育・保育時間                                                  | 休業                                                         |
|------|------------|----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 1号認定 | (教育標準時間認定) | 月～金 8:30～15:00<br>(6時間)                                  | 土、日、祝日<br>春休み(3/20～4/6)<br>夏休み(8/1～8/31)<br>冬休み(12/24～1/7) |
| 2号認定 | (保育短時間認定)  | 月～土 8:00～16:00<br>(8時間)<br>延長保育 7:00～7:59<br>16:01～18:45 | 日、祝日<br>年末年始<br>(12/29～1/3)                                |
| 3号認定 | (保育標準時間認定) | 月～土 7:00～18:45<br>(11時間)<br>延長保育 18:01～18:45             | 日、祝日<br>年末年始<br>(12/29～1/3)                                |

### (6) 子ども子育て支援事業

#### 【延長保育事業】

対象者 2・3号認定在園児の申請者  
利用曜日 月曜日～金曜日  
利用時間 保育短時間児 7:00～7:59 16:01～18:45  
保育標準時間児 18:01～18:45

#### 【一時預かり保育事業(幼稚園型)】

対象者 1号認定在園児の申請者  
提供する曜日 月曜日～金曜日  
提供する時間 平日 15:01～18:45 / 7:00～8:29  
長期休業中 7:00～18:45  
休業日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

#### 【一時預かり保育事業(一般型)】

対象者 在園児以外の申請者  
提供する曜日 月曜日～金曜日  
提供する時間 8:30～17:00  
休業日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

(7) 利用料等 (令和7年4月1日現在)

|                  | 内容                                              | 対象者     | 納入方法   |
|------------------|-------------------------------------------------|---------|--------|
| 利用者負担<br>(月額保育料) | 無償                                              | 1・2号認定  |        |
|                  | 利用園児が居住する市町村が定める利用者負担(保育料)                      | 3号認定    | 口座振替   |
| 実費徴収             | 給食費 (月4,500円)                                   | 1・2号認定  | 口座振替   |
|                  | 保護者会費 1,000円×4期                                 | 全園児     | 園に現金納入 |
|                  | 絵本代 約400円～×12ヶ月                                 | 全園児     | 口座振替   |
|                  | 遠足代 (実費徴収)                                      | 参加者     | 口座振替   |
| その他              | 延長保育料 1時間200円                                   | 利用者     | 口座振替   |
|                  | 一時預かり保育(幼稚園型)<br>1時間100円                        | 利用者     | 園に現金納入 |
|                  | 一時預かり保育(一般型)<br>1時間200円 給食費300円<br>おやつ代100円×__回 | 利用者     | 園に現金納入 |
|                  | 環境充実費 800円<br>(芝生、農園の維持管理費)                     | 全園児     | 口座振替   |
|                  | 教育充実費 1,200円<br>(専門講師による正課指導の一部負担金)             | 2歳児～5歳児 | 口座振替   |
|                  |                                                 |         |        |

(8) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

|        |                                                                                                                                                                                     |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 利用者の内定 | 【1号認定】 園則第4章により選考<br>【2・3号認定】 市が行う利用調整による                                                                                                                                           |
| 利用決定   | 利用契約書の締結による                                                                                                                                                                         |
| 退園理由   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・筑西市立認定こども園条例第6条に掲げる要件に該当しなくなったとき</li> <li>・入園児が就学年齢に達したとき</li> <li>・納付督促を受けた日から14日を過ぎても保育料を納付しないとき</li> <li>・市長が退園させることが適当と認めるとき</li> </ul> |

(9) 園医

【名称】 協和中央病院 小児科  
 【所在地】 筑西市門井1676番地1  
 【連絡先】 0296-57-6131

(10) 園歯科医

【名称】 協和中央病院 歯科  
 【所在地】 筑西市門井1676番地1  
 【連絡先】 0296-57-6131

(11) 園薬剤師

【名称】 大和田 淳

## (12) 相談・要望・苦情窓口について（令和7年4月1日現在）

当こども園では、園児の保護者及び家族からの苦情、相談、要望等に対応するため、以下の事項を定めております。

お気づきの点などございましたら、お気軽にお申し出ください。

|           |                    |
|-----------|--------------------|
| 【苦情受付責任者】 | 海老澤 慶子（園長）         |
| 【苦情受付担当者】 | 杉山 澄子（主幹保育教諭）      |
| 【第三者委員】   | 川澄 保之（横塚地区自治会長）    |
|           | （TEL） 0296-57-6358 |
|           | 海老原 美佐子（民生委員）      |
|           | （TEL） 0296-57-3943 |

### 【要望・苦情等への対応方法】

受付担当者が書面、電話等で随時受付し、苦情解決担当者は申し出人と話し合い解決に努める

### ◇苦情相談の対応について

#### ①苦情相談等の受付

口頭、文書のいずれかによって受付担当者が随時受付いたします。

なお、第三者委員に直接申し出ることもできます。

#### ②受付の報告

受付担当者が申し出を受けた場合、苦情相談等を受付責任者に報告いたします。

第三者委員が直接申し出を受けた場合、苦情相談等を受付責任者と受付担当者に報告いたします。

#### ③苦情相談等解決のための話し合い

受付責任者と受付担当者は、申し出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。

その際、申し出人は、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

- (ア) 第三者委員による苦情相談等の内容の確認
- (イ) 第三者委員による処理、解決案の調整、助言
- (ウ) 話し合いの結果や改善事項等の確認

#### ④都道府県「運営適正化委員会」の紹介

本体制で解決できない苦情相談等は、茨城県社会福祉協議会内に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

茨城県運営適正化委員会（社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会）

水戸市千波町1918（茨城県総合福祉会館2階）

TEL 029-305-7193

相談時間：月～金曜日 午前9時～午後5時

（土日、祝祭日はお休みです。）

### (13) 緊急時における対応方法

事態確認→報告（園内において）→通報（緊急時連絡先）  
→保護者への連絡（コドモン・各担任より電話）  
→避難誘導→人数確認→関係機関への連絡  
→関係機関への連絡

#### 〈緊急時連絡先〉

【管轄する消防署】 筑西消防署（協和分署）

所在地 筑西市門井1976-1

連絡先 0296-57-3479

【管轄する警察署】 新治駐在所

筑西警察署

所在地 筑西市新治1969-28 筑西市直井938

連絡先 0296-57-2144 0296-24-0110

### (14) 非常災害対策

【防火管理者】 海老澤 慶子（園長）

【避難訓練】 通報訓練・救命講習・火災訓練・地震訓練・不審者対応訓練

【防災設備】 消火器具・屋内消火栓・自動火災報知設備・非常警報設備器具  
避難器具・誘導灯・誘導標識

【避難場所】 第1避難所（園庭） 第2避難所（北側駐車場）

【緊急時の連絡手段】 緊急時用通報電話・コドモン

○災害等発生時に対応するため、園児全員の訓練を毎月実施しています

①火災避難訓練 （年7回）

②地震避難訓練 （年5回）

③水害避難訓練 （年2回）

④不審者対応訓練 （年1回）

○災害等発生時における「緊急避難先」について

①認定こども園ときわの杜園庭

②認定こども園ときわの杜北側駐車場

○緊急時に関係機関（消防・警察）へ速やかに通報できる装置（110番緊急通報

装置）を設置している他、不審者対策として防犯カメラ（本園舎6基・第2園舎3基）  
を設置しています。

○防火管理者を配置し、「消防計画」を策定して、防災体制を整えています。

### (15) 賠償責任保険の加入情報

以下の保険に加入しています。

【保険の種類】 保育園賠償責任保険

【保険の内容】 園賠償責任保険

### (16) 個人情報の取り扱い

お預かりしました個人情報や承諾書につきましては、適正な管理を行い、目的以外  
には利用しません。